# 知的財産権について

3年 情報

## 今日の流れ

- ① | 年次のプリントを見ながら用語確認(10分)
- ②問題集 P.13 著作権 問2を解く(P.13問1は飛ばす)~
  P.15 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを解く(P.13問1は飛ばす)
  早く終わってしまったら全統模試の問題を解く(5分)
- ③答え合わせ・解説(10分)
- 4全統は各自でやっておく
- ⑤著作権クイズに取り組む <a href="https://jrrc.or.jp/study/">https://jrrc.or.jp/study/</a>

https://www.moj.go.jp/seinen/dojyo/quiz\_II/quiz.html

#### 全統模試解説 (ス、セ、ソ)

- ・スのポイントは「発明を保護する」と言っている これに当てはまるの特許権
- ・セとソだがセについてはパブリックドメインのマークの話をして いる。これは著作権フリーのマークであるので著作権が正解

ソについては譲渡できないといっている。譲渡できないのは著作物ではなく著作者が関わる著作者人格権

#### 全統模試解説(タ、チ、ソ、テ)

- ・タはコピーライト(マルシー表示)のことを言っている。マルシー表示があると著作物は保護される
- ・チ、ソ、テはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの問題なので⑤は確定。それ以外は「表示を求める」、「営利目的でない」と言っているのでそれに当てはまるものは〇のBY(表示)と①のNC(非営利)

## 問2 著作権の制限 (例外規定) について

著作権の制限とは、本来著作者が持っている複製権などの権利がある条件 で制限されることだ。著作権法で定められている条件に該当すれば、著作 権者の許諾を得ることなく、著作物を利用することができる。



例) 私的利用、学校における教材の複製、レポートの引用、 カ(非営利) 目的の上演・演奏など

☆この場合著作権は制限をされるが キ(著作者人格権)は制限されない

## 問2 著作者人格権について

著	公表権	著作物を公表するかしないか、公表するとしたらどのように公表するか決
作		める権利
者	氏名表示権	著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するか、
人		ペンネームで表示するかなどを決める権利
格	(⑤同一性保持権)	著作物の改変、変更、切除などを認めない権利
権		

内容を勝手に変えられないのはク(同一性保持権)

## 問2 著作権の制限 (例外規定) について

著作権の制限とは、本来著作者が持っている複製権などの権利がある条件 で制限されることだ。著作権法で定められている条件に該当すれば、著作 権者の許諾を得ることなく、著作物を利用することができる。



ケ(図書館のCD)もこれに当たりケ(複製権)が制限される (例外規定で使用できる)

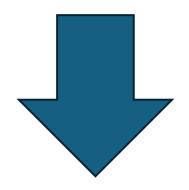
コ(インターネットの音源)はこれに当たらない。 音源をダウンロード(複製)するとシ(複製権)を侵害していることになる。 ただし学校の授業などでは制限に当たり使用できる

A 家族のために撮影し、家で動画を視聴する



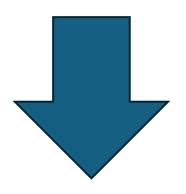
著作権の制限(例外規定)の私的利用に当たるので手続き不要

B クラスのみんなに配るために撮影し、無料で配布する



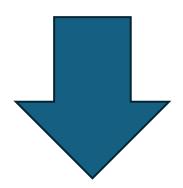
非営利で例外規定の私的利用に当たりそうだが、この場合の私的利用は家庭や個人など狭い範囲に限定される。クラスなどはその範囲を超えるため手続きが必要である

C クラスのみんなに配るために撮影し、DVDにして配布する。 その際DVD代はみんなからもらう



非営利目的でなく、さらに私的利用の範囲を超えるために 手続きが必要

D 撮影し、学校のwebにアップロードする



文化祭で使用した音源を含んだ<u>動画のアップロード</u>は著作物の複製にあたり、授業で利用することを目的としていない複製であると判断されるため手続きが必要

#### 問 | クリエイティブ・コモンズ・ライセンスついて

•	BY(表示)	②その作品の利用に関しては著作物の表示を すれば利用を認める
\$	NC(非営利)	③非営利目的に限ってその作品の利用を認める
	ND(改変禁止)	④ <u>その作品の利用をそのままの形でのみ認める</u>
<b>③</b>	SA(継承)	⑤ その作品に基づいて創作した二次的著作物に も、もとの作品と同じ利用条件を求める

喫茶店はお金を取るので、非営利目的がついているものは使えない。 よってイ(写真P)は、い(非営利)がついているので使えない。

#### 問1クリエイティブ・コモンズ・ライセンスついて

•	BY(表示)	②その作品の利用に関しては著作物の表示をすれば利用を認める
\$	NC(非営利)	③非営利目的に限ってその作品の利用を認める
	ND(改変禁止)	④ <u>その作品の利用をそのままの形でのみ認める</u>
<b>③</b>	SA(継承)	⑤ その作品に基づいて創作した二次的著作物に も、もとの作品と同じ利用条件を求める

喫茶店では写真の一部を改変しないといけない。

よってウ(写真R)は、う(改変禁止)がついているので使えない。

#### 問1クリエイティブ・コモンズ・ライセンスついて

•	BY(表示)	②その作品の利用に関しては著作物の表示を すれば利用を認める
\$	NC(非営利)	③非営利目的に限ってその作品の利用を認める
	ND(改変禁止)	④ <u>その作品の利用をそのままの形でのみ認める</u>
<b>③</b>	SA(継承)	⑤ その作品に基づいて創作した二次的著作物に も、もとの作品と同じ利用条件を求める

非営利と改変禁止のマークがついていない工(写真S)が使える。 なお、は(表示)のマークがついているので オ(作者名)とカ(作品名)を表示しなくてはならない。

### 問3考え方

•	BY(表示)	②その作品の利用に関しては著作物の表示を すれば利用を認める
<b>\$</b>	NC(非営利)	③非営利目的に限ってその作品の利用を認める
	ND(改変禁止)	④ <u>その作品の利用をそのままの形でのみ認める</u>
<b>③</b>	SA (継承)	⑤その作品に基づいて創作した二次的著作物に も、もとの作品と同じ利用条件を求める

NDとSAが同時に来ることは絶対にない! BY-NCは変えずにそのまま使うことを考えると、使うのは BY-NC、BY-NC-ND、BY-NC-SAの②